

製造の方法の技術基準(規則第5条の2第1項)の見直しの方向性(案)

号	現行規則	見直しの考え方(案)
7	<p>(現行規則) 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室においてしなければならない。</p> <p>(規制の趣旨) 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合、製造の作業性と安全性を向上させるために、移動式製造設備用工室内での作業を義務付けている。</p>	<p>(見直しの考え方) 定置式製造設備に係る技術上の基準(規則第5条第1項)の改正(性能規定化)に伴い、関連条項を引用する形で統合するべきではないか。</p> <p>(見直し後の規則イメージ) 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室においてしなければならない。この場合、移動式製造設備用工室内の製造方法の技術基準は、前条第1項第3号、第6号から第9号まで、第11号から第14号まで及び第27号の規定を適用する。</p> <p>(見直しの効果) 規則のスリム化が図られる。</p>
8	<p>(現行規則) 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備は、常に清潔に掃除し、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防ぎ、強風の場合には、砂塵の飛揚を防ぐためできるだけ移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の付近に散水する等の適切な措置を講ずること。</p> <p>(規制の趣旨) 異物混入による摩擦等による火薬類の発火・爆発の危険性の増大を防ぐための措置。</p>	<p>(見直しの考え方) 異物混入により発火・爆発の危険性が増大するおそれがある場合にのみ適用すべきではないか。</p> <p>(見直し後の規制イメージ) 移動式製造設備には、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入するおそれがある場合には、当該異物の混入を防止するための措置を講ずること。</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 異物が混入することを防止する措置について、現行基準で求めている掃除、強風時の散水を規定する。</p> <p>(見直しの効果) 風の無い場合には、義務が外れる。</p>

号	現行規則	見直しの考え方(案)
9	<p>(現行規則) 移動式製造設備用工室、移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。</p> <p>(規制の趣旨) 移動式製造設備の危険間隔内等における薬類等への発火・爆発防止のため、<u>危険間隔内等に持ち込める灯火を携帯電灯のみとしている。</u></p>	<p>(見直しの考え方) 携帯電灯に限らず、移動式製造設備等の火薬類等に対して着火源とならないもので作業に必要なものは、<u>危険工室等内に携行可能なことが明らかになるようにすべきではないか。</u> ただし、着火源となるものであっても、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場においては、そもそも火薬類を燃焼させることが目的の場所であるから、持ち込みを可能とする必要あり。</p> <p>(見直し後の規制イメージ) 移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、特定硝酸アンモニウム系爆薬の爆発又は発火を生じさせるおそれのあるものを携えないこと。ただし、廃棄焼却場における焼却のために用いられるものについてはこの限りでない。</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 着火源とならないものの考え方を定めることとする。</p> <p>(見直しの効果) <u>持ち込み可能なものとして、防爆仕様の電気製品、太陽電池式電卓などが持ち込めることとなる。</u></p>
10	<p>(現行規則) 移動式製造設備用工室、移動式製造設備又は廃棄焼却場の付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。</p> <p>(規制の趣旨) 移動式製造設備等の火薬類の発火等を防ぐために、<u>移動式製造設備及び廃棄処理場付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすいものをたい積しないこと</u>で、移動式製造設備等の火災を防止することを求めている。</p>	<p>(見直しの考え方) 現行の基準では、作業に使用する溶剤や包装材料なども存置させてはならないように読めることから、<u>作業に関係のない発火等しやすいものについては在置してはならないことを明確にしてはどうか。</u></p> <p>(見直し後の規制イメージ) 移動式製造設備又は廃棄焼却場の付近には、作業上やむを得ない場合を除き、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 現行基準と変わらないので例示基準は策定しない。</p> <p>(見直しの効果) <u>火薬類の製造に用いる溶剤等安全上の配慮をして存置するものについては、移動式製造設備等付近に存置することが可能となる。</u></p>

号	現行規則	見直しの考え方(案)
12	<p>(現行規則) 移動式製造設備用工室で使用する機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備は、常にそれらの機能を点検し、手入れを怠らないこと。</p> <p>(規制の趣旨) 移動式製造設備で使用する機器等への<u>日頃のメンテナンスの必要性を規定。</u></p>	<p>(見直しの考え方) 現行規定では、<u>不具合の際の機器の不利用までは求めていないが、技術基準の趣旨を踏まえ、危険性排除のため不具合の際の使用停止を求めるべきではないか(規制強化)。</u></p> <p>(見直し後の規制イメージ) 移動式製造設備は、常にそれらの機能を点検・整備し、不具合のある場合は使用しないこと</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 現行基準と変化がないので、例示基準は策定しない。</p> <p>(見直しの効果) 不具合のある機器は使用できなくなるので<u>安全性が向上する。</u>”</p>
16	<p>(現行規則) 特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品は、一定の廃棄容器に収納し、これらが発生した日のうちに一定の場所で廃棄すること。ただし、強風等により当該日のうちに適切な廃棄ができない場合は、<u>確実な危険予防及び盗難防止の措置を講じた上で、適切な廃棄が可能となったときに速やかに廃棄することとする。</u></p> <p>(規制の趣旨) 廃棄火薬類又は不良火薬類について、一定の廃棄容器に収納した上で、<u>原則として発生した日のうちに廃棄する事を求めている。</u></p>	<p>(見直しの考え方) 発生した日のうちに廃棄が物理的に不可能な場合や、<u>必ずしも当日中に廃棄しなくてもよいと考えられる火薬類もあることから、「発生した日」を「速やかに」と変更してはどうか。</u></p> <p>(見直し後の規制イメージ) 特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品は、一定の廃棄容器に収納し、<u>確実な危険予防及び盗難防止の措置を講じた上で、速やかに一定の場所で廃棄すること。</u></p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 危険予防の措置の考え方等について例示基準を規定する。</p> <p>(見直しの効果) <u>安全な措置及び盗難防止措置を講じた場合には廃火薬の廃棄時期の自由度が広がる。</u></p>